

ならはみらい まちづくりプチ補助金募集要項

趣旨

暮らす地域の未来をより良くするため、地域コミュニティの活性化や伝統文化の継承など、さまざまな主体的なアクションを支援します。

応募資格

補助の対象となる活動団体またはグループは、次のすべての要件を満たす団体とします。

- ① 活動メンバーが3人以上いること
- ② 活動メンバーの2/3以上が町内在住、在学または在勤であること
- ③ 政治活動、宗教活動、を目的としない団体であること

対象活動

- ① コミュニティの活性化、にぎわいのあるまちづくりに向けた活動
- ② 町民が主体となり、生きがいのもてるまちづくりに向けた活動
- ③ 地域づくりのアイデアの試行的活動
- ④ 地域の魅力的な景観、環境づくりに向けた活動
- ⑤ 地域商業の活性化に繋がる活動

対象外活動

- ① 活動の効果が特定の個人又は団体のみに限定される活動
- ② 国、県、町等の他の補助制度や交付金を受けている活動
- ③ すでに別の予算を充てて進めることが出来ている活動

事前相談（必須）

事前相談は必須となります。

初めて申請する団体や新たなテーマで申請する団体は必ずお受けください。申請書類作成の前に応募資格を満たしているか、対象活動であるか等について確認をさせていただきます。

選考

- (1) 補助金申請額が予算上限に達し次第、交付申請の受付を終了します。
- (2) 選考の経緯・決定理由は、採択の可否に関わらずお問い合わせには応じかねますので、予めご了承ください。尚、採択の可否に関わらず、選考結果は応募者全員にお知らせします。
- (3) 選考方法と選考のポイント

提出書類に基づき、まちづくりプチ補助金選考委員会（以下、選考委員会）が選考を行います。選考は、以下の観点を踏まえて総合的に行います。

【芽吹き部門】（補助上限額 10 万円）

選考方法

- ①選考委員会による選考を行います

選考のポイント

- ① 町民ならではの視点で地域課題の解決を目指す活動であること
- ② 活動または事業の基盤づくりを行い自力で継続していくための工夫、仕組みづくりの提案があること
- ③ 提案活動がもたらす効果が広範であり、地域に波及効果が期待できること
- ④ 活動の内容に見合った予算であること。予算計画書の見積が妥当であること

【若葉部門】（補助上限額 30 万円）

選考方法

- ① 選考委員会による選考を行います
- ② 書類選考に通過後、選考委員に対してプレゼンテーション（非公開）をしていただきます。※プレゼンテーション実施要領書を参照ください。

選考のポイント

- ① 町民ならではの視点で地域課題の解決を目指す活動であること
- ② 活動または事業の基盤づくりを行い自力で継続していくための工夫、仕組みづくりの提案があること
- ③ 提案活動がもたらす効果が広範であり、地域に波及効果が期待できること
- ④ 実施体制、活動計画から実現性が高い活動提案であること
- ⑤ 地域団体、大学、専門家など多様な人との連携により進められる活動提案であること
- ⑥ 活動の内容に見合った予算であること。予算計画書の見積が妥当であること

選考結果の通知

まちづくりプチ補助金選考委員会（以下、選考委員会）の選考結果を受け、一般社団法人ならはみらいから提案者に結果を通知します。

また、採択した活動内容及び、提出書類は個人情報特定する部分を除き一般社団法人ならはみらいの公式ホームページ（<https://narahamirai.com/>）SNS等で公表いたします。

対象期間

- 事前相談 令和6年12月23日（木）から随時
- 申請期間 令和7年1月14日（火）から令和7年12月20日（月）まで随時
- 対象期間 令和7年4月から令和8年3月までの間で、活動に必要な期間（報告を含む）とする
- 報告書の提出期間
 - 【芽吹き部門】 令和8年3月31日 必着
 - 【若葉部門】 令和8年月31日を超えない日で別に指定する期日まで

補助回数と補助率 補助回数に応じて助成率が変わります

過去の補助団体が新たなテーマで再申請する場合には、地域団体等との連携体制が組み込まれているなど活動体制が以前より拡充されている必要があります。

補助金の額 ※補助率は補助対象経費に対する率とします。

各回の助成率に応じた割合で、自己資金の確保をお願いします。

区分	補助率	【芽吹き部門】補助限度額	【若葉部門】補助限度額
1年目	95%	100,000円	300,000円
2年目	80%	100,000円	300,000円
3年目	65%	100,000円	300,000円

補助対象経費

対象経費費目	経費の種類
活動費	講師謝礼等 ※講師に支払う交通費・宿泊費も含む ※上記のほか、謝礼の根拠は明示すること
	・打合せ、イベント等に係る交通費 ・イベント、視察等に係る交通費 ・イベント等に必要の荷物運搬時の駐車場代 ・宿泊費 ※私的目的と考えられるもの、移動先での活動内容が取組内容を踏まえて必要不可欠とは言えないものは対象外とする
	・会議費、消耗品費、印刷製本費等 ※申請団体構成員及び活動参加者の移動に伴う燃料費は対象外とする
	・団体の自立化に必要不可欠となる備品、機材等の購入費・活動拠点等の修繕改修費 ※原則3年以上の使用が見込まれるものが対象です ※団体の自立化に不可欠な「備品・設備投資費」の合計が助成対象経費の1/3を超えることはできません。
	対象活動の実施に係る通信運搬費、保険料等
外注費	対象活動の実施に係る外注費等 ※外注費の合計金額は活動全体の50%を上限とする
使用料及び賃借料	会場使用、機器物品のリース、レンタカー（燃料費も含む）等
振込手数料	振り込みの際の手数料

補助対象外経費

恒常的な維持・運営に要する経費 (例えば) 事務所の家賃、光熱水費 定常的活動や、提案した活動とは直接関係ない打合せ等に係る交通費、宿泊費 人件費、スタッフの給料、グループメンバーへの賃金、日当、 ※食糧費(原則として認められません) 食事代や菓子代、アルコール代

※会議等に供するお茶代は対象とする。

補助金の交付

以下の支払い方法から選択ください。

- ① 清算払い 活動報告の検査後に清算払いとします。
- ② 概算払い 交付決定額の 2/3 を上限として支払います。
残りの 1/3 は活動報告の検査後に清算払いとします。
概算払を希望される場合は、交付決定通知書を受領された後に概算払請求書（様式第 6 号）により請求してください。

申請様式について

申請時に必要な資料

- | | |
|----------------|-----------|
| ア 申請書 | (様式第 1 号) |
| イ 企画提案書【芽吹き部門】 | (様式第 2 号) |
| ウ 企画提案書【若葉部門】 | (様式第 3 号) |
- ※イ、ウは申請する部門のいずれかを提出

活動完了後に必要な資料

- | | |
|---------|-----------|
| エ 活動報告書 | (様式第 4 号) |
| オ 経費請求書 | (様式第 5 号) |

概算払いに必要な資料

- | | |
|-----------|-----------|
| カ 概算払い請求書 | (様式第 6 号) |
|-----------|-----------|

各様式の郵送をご希望の方は、事務局（一般社団法人ならはみらい 企画事業係）までお問い合わせください。

(1) 提出方法

「提出書類」一式を下記「提出窓口」まで 1 部持参してください。

提出書類の大きさは、原則 A4 版としてください。

(2) 提出窓口

〒979-0604 福島県双葉郡楡葉町大字北田字中満 2 6 0 番地
みんなの交流館ならは CANvas 内
一般社団法人ならはみらい 企画事業係
TEL：0240 - 23 - 6771

活動報告

【芽吹き部門】（補助上限額 10 万円）

（１） 活動報告書（様式第 4 号）、経費請求書（様式第 5 号）を補助対象年度内に提出してください。

【若葉部門】（補助上限額 30 万円）

（１） 活動完了後は、別に指定する期日までに関係書類を添えて活動報告書（様式第 4 号）、経費請求書（様式第 5 号）、を提出してください。報告についてヒアリングを求める場合があります。

その他、留意事項

次の場合、補助金の全額または一部の返還を請求します。また、悪質と認める場合には、その事実を公表し、今後活動の補助を一切行いません。

- ア 不正な手段により補助金を受領したとき
- イ 補助金を活動または対象経費以外に使用したとき
- ウ 活動、活動が対象期間内に中止もしくは完了できないとき
- エ 活動報告書を提出しないとき
- オ 補助対象経費精のうち自己負担の報告が無いとき
- カ その他この要項に違反したとき

ならはみらい 地域相談窓口のご案内

檜葉町におけるまちづくり・地域活動に関して「やってみたい」「どうしたらいいかわからない」「困っている」「知りたい・参加したい」と感じている皆さんの相談窓口です。ご相談内容に応じて、情報提供や人・団体の紹介、備品レンタルや広報サポート、補助金等の資金面での支援を通じて皆さんの取り組みを伴走支援させていただきます。

- まちづくりプチ補助金申請のご相談
- 地域活動レンタル機材のご相談
- 広報等の支援 ならはみらい HP、情報発信、公共施設等へのチラシ配架お手伝い
- その他、補助事業の紹介
- 連携したい団体との仲介等

一般社団法人ならはみらい

0240 - 23 - 6771

担当係：企画事業係